

NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会（2016年12月1日）
報告：ProSAVANA 事業に関する意見交換会および NGO の取り組み
【別添資料 2】

2015年12月22日

外務省国際協力局長 山田滝雄 様
外務省国際協力局国別第三課課長 今福孝男 様

外務省守衛が所持していた NGO 関係者の顔写真リストに関する公開質問状

拝啓 日頃より、国際協力に関する私どもの活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

私ども NGO は、モザンビーク最大の小農運動を率いる全国農民連合（UNAC *2400 組織加盟）や現地市民社会の要請を受けて、日本がブラジルと共同で行う援助事業プロサバナ事業に関する政策提言活動に 2012 年秋より従事して参りました。2013 年 1 月からは、NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会のサブグループとして「ProSAVANA 事業に関する意見交換会」を貴省と合同で設置・運営し、現地からの声、現地・文献調査、専門的知見に基づき、事業の分析や情報提供を行い、貴省・JICA と共に事業の見直しに取り組んできました。また、これらの議論が社会に還元されるよう、議事要旨の作成と公開に協力してきました。

しかしながら、先頃行われた「第 13 回 ProSAVANA 事業に関する意見交換会」において、貴省と NGO・市民社会グループとの信頼関係を損ないかねない憂慮すべき事態が起きましたので、その旨を報告すると共に早急なる事実確認をお願いしたく、本書状を送らせて頂く次第です。憂慮すべき事態とは、以下のことです。

10 月 27 日に上記意見交換会に参加するため NGO 側関係者が外務省に入省する際、いつものように入口で守衛から身分照会を求められましたが、そこで守衛の手元に私ども NGO 関係者の顔写真が並んでいる書類が保持されていることに気づきました。また、その書類には、当日の参加者以外の、これまで意見交換会に参加したことがある者も含まれていることも目視できました。不信に思った一人の参加者が守衛に「これは何ですか？」と尋ねたところ、守衛はその書類を隠してしまったために、その場ではそれ以上迫及することができなくなり、意見交換会の開始時刻も迫っていたため、仕方なく間に合うよう入館しました。

しかし、不安と不信を払拭できなかつたため、この件について意見交換会終了直後に ODA 政策協議会コーディネイターであり、また意見交換会の司会担当である高橋清貴が、貴省国際協力局国別開発協力第三課の垂井課長補佐に伝え、誰の指示の下で、何のために NGO 関係者の顔写真を載せた書類が用意されて守衛に渡されていたのか、また顔写真はどのような経緯で貴省は入手したのかを明らかにして欲しい旨を要請しました。

これを受けて翌 28 日、垂井課長補佐から高橋宛にメールにて返信を頂き（末尾に全文転記）、「警備員が保有するファイルの同じ見開きにたまたま差し込まれていた別の方の写真を、NGO の方々が御覧になって、写真照合されたと思われたのではないかと推察」しているとの説明を受けました。

しかしながら、私ども NGO としては、この説明では十分に納得がいくものではありません。

NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会（2016年12月1日）
報告：ProSAVANA 事業に関する意見交換会および NGO の取り組み
【別添資料2】

ません。まず、複数の NGO 関係者が目視しており、自分自身を含め複数の仲間の顔をその写真で確認できたとのことなので、見間違えとするには些か無理があります。どのような理由と経緯から行われたことかは不明ですが、意見交換会に参加する NGO 関係者の写真が集められ、リスト化され、貴省の守衛が所持していた、ということは疑いのない事実のように思われます。それは、垂井課長補佐のメールの「1. 事実関係」にあるように、貴省としても「(3) 主管課室によっては、要注意人物に対応している部署もあり、そのような課室によってはリストに写真を付している場合もある」とのことですので、対象として私どもプロサバナ意見交換会参加者である可能性が否定されているわけではありません。であるとするならば、これまで意見交換会に参加してきた NGO 関係者の顔写真を載せたリストが守衛に所持されていたことは、「要注意人物としてリストに写真を付している場合」に該当するのでしょうか。

今回判明した、NGO 側参加者の顔写真を載せたリストの存在は、これまで 14 回にわたり実施されてきた「ProSAVANA 事業に関する意見交換会」、さらには、1996 年以來 20 年にわたって NGO と外務省の対話促進を目的として定期的に開催されてきた「NGO・外務省定期協議会」の前提となる信頼関係を大きく揺るがしかねません。

つきましては、本件につき、次の二点に関する詳細と事実関係を貴省の責任として明らかにして頂きたく、改めて書面による説明を要請いたします。

1. その目的（誰が何のためにこのような顔写真付き書類を作成）
2. 経緯（誰がどのように写真を入手し、守衛に所持させたのか）

年の瀬にあつて、お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、何卒よろしくお願い致します。

ODA 政策協議会サブグループ「ProSAVANA 事業に関する意見交換会」
参加 NGO 一同

日本国際ボランティアセンター
アフリカ日本協議会
OXFAM Japan
No! to landgrab, Japan
ATTAC Japan
モザンビーク開発を考える市民の会

cc.

加藤良太 特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会
高橋良輔 NGO 福岡ネットワーク
谷山博史 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター
西井和裕 特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター
原征治 ODA 改革ネットワーク九州

NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会（2016年12月1日）
報告：ProSAVANA 事業に関する意見交換会および NGO の取り組み
【別添資料2】

添付資料：外務省より高橋宛メール本文（10月28日付）

JVC 高橋様

お世話になっております。

昨日意見交換会直後に確認依頼いただきましたNGO方々の当省入構の際の警備手続きについて担当部署に照会した結果を御返事申し上げます。

結論から申し上げますと、警備員が保有するファイルの同じ見開きにたまたま差し込まれていた別の方の写真を、NGOの方々が御覧になって、写真照合されたと思われたのではないかと推察いたします。

当省の警備の仕組みから察するに、具体的には次のようなことが起こったのではないかと考えられます。

1 事実関係

（1）外来ある場合、主管課室（プロサバナ事業の場合は当課）から警備に来訪者リストを事前提出します。

（2）今回の場合、前日定刻までにNGO側からご提出いただいたものを当課から警備担当に提出しました。その際写真等は一切添付しておりません。（そもそも皆様のお写真は所有しておりません。）

（3）主管課室によっては、要注意人物に対応している部署もあり、そのような課室によってはリストに写真を付している場合もある由です。

2 推察

警備員は同じ1冊のファイルを保有し対応しているので、たまたま当課から提出したリストの横のページ（見開きでは同じページ）にそのような別の部署提出の写真が差し込まれており、その別の写真が入っているファイルの見開きを、入構の際にNGO皆様が御覧になって、恰もNGO皆様のお顔と照合されているように映ったのではないかと推察されます。

以上、事実関係と推察を混ぜた御説明となりますが、取り急ぎ御返事申し上げます。御理解いただければ幸いです。

外務省国別開発協力第三課 垂井
5501-8000（内3586）